

令和3年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年9月17日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 田中 陽介	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 長谷川崇朗	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総務課長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第59号から議第84号まで並びに請願第1号及び請願第2号
(令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他27件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第86号から議第88号まで
(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第5号) 他2件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 意見書第10号から意見書第17号まで
(幅広い見地から「正当に選挙」された国会を目指すことを求める意見書(案) 他7件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(東郷克己君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入ります前に、本日は報道機関が来ておられますので、録画、録音、写真撮影等を許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあったものの職、氏名は、9月2日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付いたしましたので、確認をお願いいたします。

(日程第1)

○議長(東郷克己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、第7番、津村俊二議員、第8番、矢野隆行議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(東郷克己君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第59号から議第84号まで並びに請願第1号及び請願第2号、令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、他27件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、山本剛議員。

○11番(山本 剛君) 第11番、山本剛です。

総務常任委員会の審査報告を行います。

去る8月31日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について、ご報告いたします。

まず、議第76号野洲市税条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

委員からの「この条例の改正に伴って、野洲市の税収面での影響は」との質疑に対し、「令和2年度実績分になるが、件数でいうと20社になる。税ベースに換算すると1,498万3,000円となっている」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第76号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

委員からの「リバーサイドタウンは仮に令和4年度から都市計画税が導入されたとしたら、都市計画税として払うのか払わないのか」との質疑に対し、「都市計画税が賦課される区域である」との答弁がありました。

また、委員からの「リバーサイドタウンにお住まいの方がこの4月から税金として納めるのが1戸当たりの平均はどの程度の負担が増えることになるのか」との質疑に対し、「リ

バーサイド1区画当たりの試算はできていないが、市内の平均的な一戸建てで都市計画税としてどれだけ上がるのかということについては、おおむねだが約1万円というアナウンスをしている」との答弁がありました。

また、「この1年間は都市計画税は据え置くということで今日まで来ているけれども、この条例との関係で都市計画税の導入はどうなっていくのか」との質疑に対し、「今、改正しているのは、言わば技術的な改正であり、平成3年分の都市計画税については課税しないということになっているが、今のままでいくと、4年度から課税ということになる。ただ、趣旨がコロナに対応するという事だったが、もう少し見極めた上で、市としての判断をしていくことになろうかと思う」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第77号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第78号野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

委員からの「ふるさと納税の条例について、市民に対して、また市民以外の方々に対してのPR、これについてはどのような考えを持って進めようとしているのか」との質疑に対し、「寄附受付サイトは10月1日からふるさとチョイスと楽天ふるさと納税で始めさせていただく予定である。2社とも、野洲市への寄附者の方がサイトを見られたときに、野洲市がこういう形でふるさと納税を始めますという、写真入りで受付サイトを開設し、イメージしやすいような形でさせていただく」との答弁がありました。

また、委員からの「そのサイトに入っていくときに、お金をそこですぐ投入というか、寄附できるようなシステムになっているのか」との質疑に対し、「カード決済で、寄附者から野洲市に入るような形で考えている」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第78号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第84号令和2年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査いたしました。委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第84号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

間違いがあったので、訂正をいたします。都市計画税のところの最後のほうなんですけれども、「今、改正しているのは、言わば技術的な改正であり、平成3年分」というふうに申しましたけれども、「令和」でしたので、訂正をいたします。失礼いたしました。

○議長（東郷克己君） 次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

去る8月31日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告を申し上げます。

まず、請願第1号銅鐸博物館空調設備調査点検に関する請願について、紹介議員から詳細な説明を受け、その後、紹介議員に対し、委員から質疑を行いました。

委員からの「毎年、空調の設備費は予算が組まれている。委員会では点検を実施し、悪いところは直す答弁があったが、間違いであるのか」との質疑に対し、紹介議員からは「空調設備機器保守点検業務委託料が毎年120万円、今回は125万円である。この点検は年4回で、空調設備自体がどれだけ使用できるか等の項目が含まれていないという定期点検であると聞いている」との答弁がありました。

また、委員からの「定期点検と専門家に調査、点検はどのような違いがあるのか」との質疑に対し、紹介議員からは「空調設備の耐用年数が既に過ぎている。いつ故障してもおかしくない状態で、故障すると閉館になると答弁されている。空調設備の全館入替えになり、急な閉館をしないためにめどの立つ点検、調査、現状を調べるという内容になっている」との答弁がありました。

また、委員からの「機械には耐用年数があり、その耐用年数をはるかに超過している。今まで一度も設備の交換をしていないとするならば、34年間使用してきて、調査したところで駄目だと思う。調査費を出すより、館内全体の改修1億円ではなく、まず収蔵庫の文化財を守っていくために分割で、空調の設備を改修することはできないのか」との質疑に対し、紹介議員からは、「空調がまだ動いているから使えるまで使う。調査も点検もなく使えるからと言われても納得いかないから、調査してほしいというのが今回の要望で、新しくしてほしいが、無理だと思うので、しっかりした根拠を調査してほしい」との答弁がありました。

また、委員からの「125万円の予算で設備点検のプロが点検している。どれぐらいもつか、もたないかという想像がつかないということか」との質疑に対し、紹介議員からは「点検内容について幾度も確認しているが、点検内容が違う。調査を求められていないから、今現状、掃除と点検するという点検項目なので、点検業者がする仕事ではないという返事であったと聞いている」との答弁がありました。

続いて、請願第1号について、委員間討議を行いました。

委員間討議では、「空調専門家の調査、点検ということに対し、悪くないと感じたが、歴史民俗博物館全館を閉めるということを友の会は納得されているのか」「市から、空調設備が故障したら歴史民俗博物館全館を閉めるという答弁をいただいている。市は友の会に伝えている。空調設備についてしっかり手をつけていきたい、主張していきたいという意味でも、これが最低限できる今の皆さんの訴えだと思う」「優先順位を決めておくべきではないか。そうでないと、また違うところで議論が始まる。教育委員会として優先順位の方針もある。優先順位がなければ、議論が前に進まない。しっかり計画を立てるべきではないか」「調査費だけでもというのは、手前の手前の手前の話だと思う。友の会の思いは歴史民俗博物館は守っていききたいという思いである。根本的に行政として方針を出していただきたい」との意見が出されました。

委員間討議の結論としては「専門家に調査を依頼するだけでなく、市として銅鐸博物館空調設備の改修計画を作成されたい」という意見を付することに決しました。

採決の結果、本委員会においては、請願1号は、賛成多数により、採択すべきものと決しました。

また、採択した請願1号については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに決しました。

次に、議第80号指定管理の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）を審査いたしました。

議第80号では、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第80号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、山崎敦志議員。

○2番(山崎敦志君) 環境経済建設常任委員会委員長、第2番、山崎敦志です。

お手元に配付した資料の3ページ、議第81号市道の認定についての部分で審査いたしました後の部分については、ちょっと抹消をお願いいたします。

では、報告いたします。

去る8月31日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月10日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について報告いたします。

まず、本委員会では、付託を受けた請願第2号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について、請願者より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「現在、ミニマムアクセス米の受け入れ量は何トンか」との質疑に対し、請願者から「77万トンと聞いている」との答弁がありました。

これに関連する質問として、委員からの「ここ15年から20年前ぐらいまで受け入れ量は変わっていないということか」との質疑に対し、請願者から「大きくは変わっていないが、現状の日本の農業を見た場合、米余りで、米価が暴落している中で、国も残った米を買い上げていくなどの対策を取る必要があると考えている」との答弁がありました。

これに関連する質問として、委員からの「ミニマムアクセス米の受け入れ量は年次別に、段階的に若干減らしていくと聞いていたが、現在、一切行われていないのか」との再質疑に対し、請願者から「行っていない」との答弁がありました。

また、委員からの「今回の請願の趣旨としては、国に対して、市議会から意見書を出してほしいという内容でよかったか」との質疑に対し、請願者から「そのとおりである」との答弁がありました。

また、委員からの「項目の1、2については同感だが、3項目目のミニマムアクセス米受け入れについては、国策であり、他国から農産物を購入することは、貿易として行わざるを得ないと考えている。輸入量を減らすべきとの指摘だが、国策についてどう思われるか」との質疑に対し、請願者から「国策だが、現状、過剰米が出ている中で、流通のため

には過剰米を政府が買い上げるべきであり、日本の農業を守る大きな柱ではないか」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

採決の結果、請願第2号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願は、賛成多数により、原案は採択するべきものと決しました。

次に、議第79号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第79号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例は、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号市道路線の認定について、関係部に詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「認定路線1267、六条工場団地7号支線について、六条工場団地1号支線との接道において、人が通る避難通路しかなく、行き止まりであり、同じ幅でないのか、この根拠について説明を」との質疑に対し、「通り抜けができないことについて、開発協議を持ち、通り抜けができるよう、業者に指導を行ったが、地元説明会と沿線の住民へ聞き取りが行われ、6軒中5軒の方が接続に反対と意思表示された。既存住民とのあつれきを生むことや住民感情に配慮し、専用道路で結ぶこととなった」との答弁がありました。

また、これに関連する質疑として、委員から「行政として、接道は避難通路でなく、同じ道路幅を獲得していたらと思うが」との質疑に対し、「通り抜けできる道路形態を指導しているが、行政がそれ以上、民間開発に乗り出して、住民を説得することはできかねる」との答弁がありました。

また、これに関連する質問として、委員から「道路行政について、行政としては、高い見地から市民に理解を得られるようお願いしたい」との質疑に対し、「本来、有事の際も考え、通り抜けできるように接続するのがあるべき姿である。今回、課題として受け止め、有効な指導ができるよう対応を考える」との答弁がありました。

採決の結果、議第81号市道路線の認定については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号令和2年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、関係部より詳細な説明を受け、審査をいたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第 8 2 号令和 2 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、議第 8 3 号令和 2 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、関係部より詳細な説明を受け、審査をいたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第 8 3 号令和 2 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。
○議長（東郷克己君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第 1 8 番、立入三千男議員。

○1 8 番（立入三千男君） 第 1 8 番、立入三千男でございます。

去る 8 月 3 1 日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 6 日、7 日、8 日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、9 月 1 4 日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第 5 9 号令和 2 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第 6 0 号令和 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 6 1 号令和 2 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 6 2 号令和 2 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 6 3 号令和 2 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 6 4 号令和 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 6 5 号令和 2 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 6 6 号令和 2 年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第 6 7 号令和 2 年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、議第 6 8 号令和 2 年度野洲市病院事業会計決算の認定について、以上 1 0 議案につ

いて慎重に審査いたしました結果、議第59号から議第62号までの4議案については、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第63号から議第67号までの5議案については、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。また、議第68号については、可否同数でありましたことから、委員会条例第16条第1項の規定により、本職が認定と裁決し、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査報告の報告をいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

去る8月31日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月6日、7日、8日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、9月14日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果について、ご報告を申し上げます。

議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、議第70号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第71号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第72号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第73号令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第74号令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第75号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）、以上7議案について、主な審査内容を報告いたします。

まず、議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）における総務分科会の審査内容は、委員からの「企画費の補正額495万円について、本来、病院建設問題がAブロックかBブロックか、今、二分しており、現在、特定がまだされていないというのが

多くの議員の考え方である。この495万円は、これを先行することによって、Aブロックに複合施設を造る大前提の費用ということか」との質疑に対し、「大前提としている」との答弁の報告を受けました。

また、「病院問題が片方にあり、どうしても関連がある。その中で、我々は、Aブロックに病院整備を主張している。議会の多数の議員の意思を無視した形で、先行して複合施設だけが進んでいくということになるのではないか」との質疑に対し、「病院整備については、根拠づけた説明ができるよう、当初予算で認められた基本構想、基本計画を定めるため、先般、業者を決定し、Bブロックで進めている。一方、Aブロックについては、以前から説明しているとおり、複合商業施設を整備するため、サウンディングへの参加、そしてパートナー事業者の選定のための要綱のたたき台的なものを年度内に作成するため、委託費を今回計上したものである。また、先般、提出された決議で、病院整備が万が一Bブロックで進められる場合にはAブロックでどんなことをするか、はっきり示すこととされており、そのためにもAブロックの整備に関して、十分な説明をするための作業にかかっているために今回補正予算を提案させていただいた」との答弁の報告を受けました。

文教福祉分科会の審査内容は、委員からの「保健事業費のシステム保守委託料について、個人が確かめられる項目とはどんなような内容か」との質疑に対し、「健康カルテに登録するので、項目として、がん検診、肝炎ウイルス検診、歯科の節目検診、骨粗しょう症の検診の結果となる」との答弁の報告を受けました。

環境経済建設分科会の審査内容は、委員からの「安心・安全店舗認証飲食店支援制度について、現状、何店舗が市内でこの認証を取っているのか。また、1件当たり支援の額は」との質疑に対し、「9月1日現在で認証を受けている店舗は29店舗であり、支援金は1件当たり10万円を予定している」との答弁の報告を受けました。

また、「29件で10万円ということは290万円であると思うが、振興していくために補助金の交付を進め、この補助金の使用を進める政策と理解してよいのか」との質疑に対し、「現在のコロナ禍が収束に向かった段階でG o T o イートの再開が考えられる。この認証制度は、飲食店を利用していただくため、飲食店を応援していくという趣旨で、今後取り組みを進める」との答弁の報告を受けました。

次に、議第70号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員からの「システム保守委託料60万5,000円について開発するアプリは」との質疑に対し、「保険者協議会で一括購入されているので、1市町が入ることで、システ

ム保守委託料（導入経費）が必要となる。アプリ名はB I W A - T E K U（ビワテク）で、国保加入者に限らず、共済組合、協会けんぽ等、被保険者に限らず使用できるものである」との答弁の報告を受けました。

議第71号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、議第72号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委員からの「基金の積み立て1億2,376万8,000円補正で、令和3年度現在高が2億8,000円で増加していく。3年で取り崩しても基金がかなり残るのではないか」との質疑に対し、「第7期計画では1億4,500万円の赤字を見込んでいたが、実質1億5,500万円の黒字で、3億円の健全化をしました。現在、第8期では、当該3億円のうち2億円を保険料の軽減に充て、残りの1億2,376万8,000円は基金に積み立て、第8期計画期間中の給付費の増大に備えるものである」との答弁を受けました。

議第73号令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、議第74号令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）について、委員からの「一般会計から繰り入れして、借換債を2億8,500万円返済することについて、当初、令和8年の完済予定が令和6年の予定と言われた。今回、普通交付税が3億4,000万円交付され、その財源のほとんどを繰上償還に使うその目的は」との質疑に対し、「この繰入金について、当初予算の中で、例年繰入金が3,000万円、また5年ごとに2億5,000万円を繰入金として見込んでいたが、当初予算の中で令和3年度については予算化できておらず、今の段階で、決算と兼ね合いがあり、今回、2億8,000万円を繰り入れ、少しでも早く返済をさせていただこうという趣旨である」との答弁の報告を受けました。

次に、議第75号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）について、委員から「軽症者の入院を受け入れているが、県からの要請の部屋数で、病院は受け入れているのか。さらに、今後、例えば第6波が来たときに、県から要請が来れば、病院の対応はどのようなになるのか」との質疑に対し、「今回、コロナ陽性患者を受け入れるに当たり、1つの病棟を割り当てている。もともと55床の病棟の中で、設備面等を考慮して、15床を引き受けている。その上で、県から日々、コントロールセンターの整理で、何人受け入れるかで対応しており、最大15人までというのが現状である。今後の拡大については、一

定整備等の備えが必要であるので、現状15人が精いっぱいではないか」との答弁の報告を受けました。

以上が各分科会での主な審査内容です。

次に、議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案（工藤委員提出）及び議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案（田中委員提出）について、審査いたしました。

修正案2件について、その内容及び提出理由の説明の後、特に質疑はありませんでした。

以上、執行部提案の補正予算7議案及び委員提出の修正案2件について、慎重に審査しました結果、議第69号に対する修正案（工藤委員提出）及び議第69号に対する修正案（田中委員提出）については、採決の結果、賛成少数により、否決すべきものと決しました。

次に、議第69号については、採決の結果、可否同数でありましたことから、委員会条例第16条第1項の規定により、本職が否決と裁決し、否決すべきものと決しました。

また、議第70号から議第75号までについては、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案及び議員提出の修正案の審査結果の報告といたします。

訂正をさせていただきます。議第72号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてとありますが、「第1号」が正しいということで訂正をいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対し、工藤義明議員外1名から、既に配付いたしました文書のとおり、修正の動議が提出されています。

これを併せて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私からは、野洲市一般会計補正予算（第４号）に対する修正案についての提出理由をご説明申し上げます。

今回の令和３年度野洲市一般会計補正予算で２３３億８，５３７万６，０００円とあるのを歳入歳出予算それぞれから４９５万を減じ、歳入歳出予算を２３３億８，０４２万６，０００円としようとするものです。

理由として、次の理由を申し上げます。

修正理由といたしましては、野洲市民病院建設に大きな影響を及ぼす本補正予算が、駅前Ａブロックでの新病院整備を規定した条例のまま提案されることは到底看過できない。

野洲市民病院整備運営評価委員会では、ＢブロックよりＡブロックが野洲市民病院建設には適地であるとの意見が多数であった。

３点目、都市基盤整備委員会では、野洲駅周辺整備構想の見直しについて説明を受けましたが、本来はこの見直しに対して、市民及び議会での同意を得る事務手続が必要であった。いきなり補正予算という進め方は強引過ぎること。

４点目、予算をかけて、事業者に頼る前に、市民、議会、専門家の意見を集約し、さらに庁内での議論を積み重ね、次の段階へと進めるのが民主主義的進め方であること。

５点目、病院建設はＢブロックとのかたくなな方針の下、Ａブロックは市民の命と健康を守る病院建設より複合施設建設の既成事実化を目指しているとの疑念を払うことができず、同意はできない。

以上、令和３年度野洲市一般会計補正予算（第４号）に対する修正案の提出理由とさせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） これより、議第６９号に対する修正案に対し、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第５９号から議第８４号まで並びに請願第１号及び請願第２号並びに議第６９号に対する修正案について、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後１時５０分 休憩）

(午後2時10分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次、これを許します。

なお、議第69号原案及び議第69号に対する修正案については、一括して行います。

また、議第69号に対する討論の順序については、まず修正案は原案に対する反対の意見表明であるため、討論はまず原案に賛成する者から行い、次に原案にも修正案にも反対する者、原案に賛成する者、原案に反対で修正案に賛成する者の順で行います。

まず、議第69号原案及び議第69号に対する修正案について、まず第16番、北村五十鈴議員。

○16番(北村五十鈴君) 第16番、北村五十鈴です。

議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第4号)の原案に対して、賛成の立場で討論します。

今回の補正には、緊急のコロナ対策予算関係や野洲駅南口A、Cブロックのにぎわいと税収増を見込んだ市場調査費495万円を含む予算等が計上されています。中でも懸案の調査費ですが、結論から言えば、問題はいくつかあります。それでも私は原案に賛成です。その理由を討論します。

まず、どんな問題があるのか、大きく2つです。

1、Bブロックの病院整備も外部コンサルに委託契約が済んだばかりです。その上今度はA、Cブロックの市場調査、しかし駅前には実際つながった1つの市有地です。それをそれぞれ違う外部委託では統一した街並みにはなりません。3万2,000平米の駅前全体の市有地に統一したランドデザインを企画、設計することが先であること。

2、行政は、どうも自分たちで一からつくり上げる事業は苦手なようです。だから、コンサルに頼る。その前に、まずは市民、議会、行政が意見交換、議論を重ねることです。その答えをコンセプトとして、具現化するための方法論を専門家に聞く。その順番が逆だから、抽象的な具体策に欠ける答弁になる。だから、余計疑念を生みます。まずは自分たちで考える、このまちづくりの原点が揺らいでいること。

だから、決して納得はしていません。でも、それでも今回、私は賛成派、反対派双方が主張している同じフレーズ「早期着工、早期建設」を実現するために前に進む選択肢を選びました。

その大きな理由の1つは、現野洲病院の老朽化が進み、危険であることです。特に東館

においては、3階部分で耐震診断0.388というIS値が既に17年前に出され、県からも注意勧告を受けています。IS値とは震度6から7の地震が来たときの建物強度を診断したものです。0.3以下は倒壊するおそれが高い、0.3から0.6は倒壊するおそれがある、0.6以上は倒壊するおそれが低いという数字になり、この数字に当てはめると、東館3階は0.388、それも数字は17年も前のものです。現在はもっと進んでいくはずですが。0.3に近いということは倒壊のおそれが高い、そんな建物に患者さんを受け入れ、医療従事者は日々働いています。雨漏りや内装の改修も必要ですが、IS値は命に関わる数字です。まずは、この改修に予算を充て、耐震工事をするべきであり、しないのなら、東館は使用停止にするべきです。そのどちらもしないのなら、Aブロックだ、Bブロックだと語る資格は私たちにはないと思います。新病院は計画どおり進んでも開院は4年後、不安をあおっているのではなく、現状を知るために、順番としてまずは最新のIS値判断をするべきです。だから、止まっている余裕はありません。

もう一つは、現計画（山仲案）にそのまま戻すことが早期建設に結びつくという論理がもう成り立っていないことです。振り返ってみたいと思います。当時、山仲案が止まったのはどうしてだったのか。栢木市長はまだおられませんでした。止まった理由は明瞭で、数字、不落札からでした。今から4年前、議員構成が変わり、病院はAブロックに決まりました。その後3年間、何の障害もなく、計画は進められました。市民や病院スタッフが使いやすい市民病院を造るために聞き取りが繰り返されました。しかし、すればするほど、どんどん予算は膨れ上がり、結局85億という高額な予定建築費さえ上回る100億近い数字でこの計画はストップしたのです。すると、10日もしない間に、意匠部分はなくす、機能重視だとさま変わりしました。

違いますね。不落札の後、まず市がすべきことは、計画の甘さと自信過剰の入札が生んだ混乱を市民に謝罪することでした。そして、次はどうして不落になったのか、総括や反省をして、理由を明確にすることでした。その次に、やっと修正設計をして、再入札に臨みたいと市民に説明するべきでした。

しかし、そんな動きは一切なく、結局、誰も責任を取りませんでした。その上、その再入札の設計変更費用等に約5,600万もの追加をしたことです。民間なら積算ミスをした設計会社が無料で書き直します。それに迷惑をかけたと損害賠償金が支払われるケースも多々あります。だから、止めたのは数字であって、栢木市長でも反対議員の私たちでもありませんでした。

それによく聞いてみると、市民は85億の市民病院でないと駄目とは言っていないし、正確に言うなら、予算の上限を決めないで今までどおり成り行きの入札で臨んだ野洲市の悪い慣例が不落札を生むべくして生んだと私は思います。再入札も落札できた可能性は低く、ますます追加予算が投入されたことだと思います。もう建てるのが目的になっていました。

その後、市長選で120億の事業費と駅前を反対して、栢木市長が誕生しました。栢木市長も万事万端とはいかず、謝罪される現実もありましたが、苦慮された後、半分は駅前を望む意見を受け入れ、立地は駅前に戻ってきたのです。大局は前進するために、折衷案を採用されました。ここで反対派がBブロックよりAブロックのほうがいいと主張するのなら、それは敷地の有利性を述べ、建築費の削減、代案を出すべきでした。かたくなな現計画そのままの主張がAブロックに戻すチャンスを逃がしたのです。前山仲市長の計画どおりというのは、前山仲市長本人でないとかなわないことはもう誰もが分かっていることです。だから、私は実現可能な栢木市長提案に賛成します。しかし、その決心は、あくまでも市場調査、決めるのはみんなで決める、その担当課の言葉を信じることにしたからです。

私は1ミリという数字を大切に作る世界で長く生きてきました。安心も安全も数字が必ず裏打ちしてくれ、敵にも味方にもなるということを知っています。その数字を審査するのが私たち議会が一番の仕事です。

市内、コロナ禍で疲弊したため息があちこちから聞こえてきます。そんな中での補正予算です。コロナ対策を含む原案を否決した委員会の結果は、議会として間違っています。よって、私は原案に賛成したいと思います。賛成した上で、今後の駅前全体の進め方にはもちろん厳しく進言していきたいと考えています。この議員構成で最後に採決する議会です、全員一致で、まずは前にです。お願いして、賛成討論とします。

○議長（東郷克己君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）の修正案に対して、賛成討論を行います。

令和3年度一般会計補正予算（第4号）、総務費、企画調査推進費の495万円の削減の修正であります。修正の理由で述べられたように、駅前Aブロックには市民病院を建設する条例が存在しています。その条例を変えることなしに、このAブロックに複合施設を建設するために調査を行い、企業誘致の公募の支援業務まで委託するという内容であります。

そして、来年2月に条例を変えるということが議案質疑で明らかになりました。事務手続的に間違っています。このような重大な見直しについて、企業に頼る前に市民、議会、専門家の意見を聞くべきです。

市長に就任されてから、市民に問いかけるということをされていません。栢木市長に投票した方からも「市長は市民の声を聞いていない」と言っておられます。Bブロックでの病院建設について、議会に対しては説明をしたと言っごり押しで進められ、広報で一方的に知らせるだけであります。Bブロックで病院建設をすることなど、議会では同意しておりません。また、市民病院整備運営評価委員会では、BブロックよりAブロックのほうが市民病院建設には適地であるとの意見が多かったのも事実であります。

また、市民が駅前新病院を実現する会を結成し、4,400名余りの個人署名を集められ、市長と議会に提出されました。多くの方々がAブロックでの病院建設を願っておられます。市長は「重く受け止める」と言っ、受け取られたとお聞きしています。市民病院の実施設計には、市民、病院スタッフ、患者、市職員の声を聞いて、修正をされました。多くの方々の願いが詰まった病院です。コスト削減だけを主眼に置いた病院建設ではありません。

このような状況である中、Aブロックでの病院建設をなきものにしていく今回の495万円の予算には同意できません。削減の修正案に賛成をし、賛成討論といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

議第69号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第4号）の原案に対して、賛成の立場で討論いたします。

令和3年野洲市一般会計補正予算には、新型コロナウイルス感染地方創生臨時交付金、これ、3次分でございますけれども、をはじめ、野洲市民の生活に直結した予算が多く組み込まれております。今回、この中の企画推進費、先ほども野並議員がおっしゃっていましたけれども、495万が組み込まれ、修正案が提出されております。この費用は、公募でパートナーをつくる資料作りの予算でありまして、病院をBブロックに決定するものではないと認識しているところでございます。

栢木市長は、現野洲病院にて建て替えることを公約に市長になられております。現野洲病院での建て替えは、新型コロナウイルスの中では建て替えが長引き、困難と判断され、駅前に病院をと決められておるわけでございます。

今、Bブロックの検討に入り、基本構想、基本計画、これから市民説明会を来年2月にされる予定になっておるわけでごさいます、このときの説明する資料作りにこの企画推進費が必要と聞いております。

今回提出されております修正案が決まり、市長から再議の提案がされれば、採決の際、本当に可決は3分の2以上の賛成が必要となり、これは12名でごさいます。ハードルが高くなり、修正案、またさらには原案とも通らない事態になるわけでごさいます。

この10月には、野洲市議会議員改選となっておりますが、市民の生活に直結の令和3年度補正予算が決まらないまま、市議会議員選挙を迎えることになるわけでごさいます。このことを本当に市民、有権者の皆様がどのように考えられるのか、私としては、大変この部分が心配であるわけでごさいます。

その上、私といたしましては、できるだけこの再議というのを避けていきたい思いで今回、賛成討論をしているわけでごさいます。

改選後の流れといたしましては、新しい議会で市民病院の設置条例、設計予算、建築予算等を決めていくことにこれからの流れはなるわけでごさいます。まだまだ議会からの意見、これは何度も出せる機会はあるわけでごさいます。Bブロックでの栢木市長の思いは一定理解できますが、これからは市長は大変でごさいます。

といいますのも、先日、議会運営委員会のところで、市長への今後の取り組みについて一言申し上げておきたいと思っておりますけれども、議会運営委員会の中で、駅前新病院を実現する会の要望事項といたしまして、これは代表が小島敏子さんからでごさいます。野洲市民病院事業の設置等に関する条例に定められている野洲市民病院の一刻も早い実現を強く望むとされておりました、先ほど、野並議員からも提案が出ましたけど、これは市民約4,400名の署名が添付されているわけでごさいます、今、選管のほうで確認作業はされていると思っております。

この市民からの署名は、今、思い出しますと、平成21年、22年だったと思うんですけども、都市計画税のお話があったときに、このときは本当にある一部の市民の皆様が市長室に駆け込み、署名を持ってこられましたので、すぐにこの都市計画税の話は打切りになったところでごさいます。

私といたしましては、一日も早く、野洲市民病院の開業を願うものでございます。このことをしっかり議員お一人お一人の方が考えていただくことを申し上げて、賛成討論いたします。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 次に、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、山崎敦志です。

議第69号令和3年度一般会計補正予算（第4号）の修正案に対し、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算につきましては、野洲駅南口周辺整備構想の見直しに係る駅前Aブロックのサウンディング調査の補正予算であるが、そもそもこの整備構想に直接関係する市民病院建設に関して、野洲市民病院整備運営評価委員会では、BブロックよりAブロックのほうが病院建設には適地であるとの意見が多数であったという紛れもない事実がある。また、Aブロックでの新病院整備を規定した条例を改正しないでサウンディング調査の補正予算を提案されることは認めることはできない。

予算をかけて業者に頼るより先に、市民、議会、専門家の意見を聞いて、その上で庁内で議論を積み重ねて、次のステップへ進めるのが本来の民主的な進め方である。しかしながら、整備構想の見直しに関しても、正規は市民や議会での同意を得ることが第一でありながら、説明だけでいきなり補正予算という進めた方は強引である。病院建設はBブロックとの強引な進め方により、Aブロックは市民の命と健康を守る病院建設より、にぎわいを求めた複合施設の建設の既成事実化をもくろんでいると疑念を払拭することはできない。このことによって、同意することはできない。

以上の論拠により、修正案に賛成する立場で討論いたします。

○議長（東郷克己君） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

議第69号令和3年度一般会計補正予算（第4号）の修正案に対して、賛成で討論させていただきます。

先日の予算常任委員会におきまして、私はこの案とは別の修正案を提案しました。それは企画調査費の495万円を165万円に減額するというものでありました。その私がこの修正案にどういうふうにして賛成するものかといいますと、その一番の理由は、Bブロックの病院建設がまだ検討段階で、Aブロックでの開発の見通しにもまだ具体性がない今の時点で、基本計画に進むパートナー事業者の公募要項策定の業務が含まれているからです。

駅前の開発は、新病院の立地とともに課題となっておりまして、しっかり議論等、説明

を持って進めていくことを新市長になって以来、議会では再三求めております。そうしたこともあり、また白紙委任になるようなことは議会の役割からしても認められないと考えております。

そんな中で、165万円を私が提案したのは、市長が錦の御旗のように繰り返されていたサウンディングに対しての予算を認めないことは、これを中途半端にすることではこれからの議論に影響が出ると考えたからです。よいにせよ、悪いにせよ、しっかりとした結果と検証を持って、議会や市民に説明を行い、次の議論をしっかりしなければいけない、そう考えております。しかしながら、今回、その予算は認められなくなりましたけれども、次の議論に向けて、しっかり庁内で遂行されることを願います。

選挙のため、立場のための政局的な判断ではなく、本当にこの町をどうしていくのかというのを議会が市民の代表として考えていくことが必要だと考えています。その意味で、予算決算委員会での委員間討議において、修正提案者が、反対者が考えを述べても、委員間討議が何も行われず、議論がない、そんな今の議会の現状に対して、非常に残念に思っております。そうした唯一の議論の場である委員会の委員間討議において、合意形成を図ることが本来の役割でありまして、こうした言い放しの議会での討議において賛同を募るとするのは、私は委員会の趣旨は、合意形成のための議論の場を無視したものであり、これはもうパフォーマンスにすぎないと思います。

このような委員会、議会の役割や議員の役割を問い続け、野洲の町がどうしたらいいものになるか、そういったことを考えてきた、どんな状況であれ、前へ向いて歩むことは必要だと、私も市長がおっしゃられたように思います。だからこそ、議会として、議員としての責任として、今回は追認ではなく、この修正案に賛成するものであります。

以上、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（東郷克己君） 続いて、議第59号について、第15番、東郷正明議員、お願いします。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第59号令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をします。

実績報告書の57ページの市立病院整備推進事業費において、現地建て替えの評価委員会の報償費が出されています。1月から2月の4回は非公開で行われました。市民に公開されないことは、その後の市長の姿勢に表れています。例えば、広報でBブロックに病院

建設が決まったかのような報道です。

日本共産党野洲市議団は当初予算では賛成していましたが、昨年の市長選挙、栢木市長が当選し、就任初登庁当日にこれまで進められていた新病院の設計業務の委託の中止を業者に指示されました。これまでの長年の議論の積み重ねにより計画されていた市民病院建設は、市民の思いが詰まった新病院であり、設計は最終段階であったにもかかわらず、設計業務の委託を中止されました。しかも、議長はもとより、議会にも諮らず、業者との契約を停止されたことは誠に遺憾です。

その後の病院建設をめぐっては、公約であった半額で現地建て替えが不可能になったにもかかわらず、駅前にはぎわいをと繰り返す発言をされていますが、いまだに具体的なランドマークなるものも示されていません。

それどころか、駅前には病院を建設しないはずが、いつの間にか駅前の狭いBブロックに建設されようとしています。議会では、議員によるAブロック建設を求める決議をされましたが、市長は「重く受け止める」と言うだけで、市の広報ではBブロックに決まったかのような記載をされました。

議会は二元代表制であり、市長と議員は議論を重ねながらも、文字どおり両輪として、市民の声を反映させなければなりません。市民の願う市民病院の建設はもう待ったなしです。早期建設にはAブロック建設が現実的です。

以上の理由から、Aブロックへの病院建設の設計業務の中止をされたことを含む議第59号令和2年度野洲市一般会計歳入歳出の認定についての反対討論をします。

また、同様の議第68号令和2年度野洲市病院事業会計についても同様であることから、反対をするものです。

以上、反対討論とします。

○議長（東郷克己君） 続いて、議第60号及び議第61号及び議第62号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第60号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成30年度から国保は県単位にされましたが、構造危機打開どころか、国保加入者の負担増となる仕組みがつくられました。国では、マイナンバーカードの導入促進で管理の強化を図ろうとしています。広域化で、市町村からの一般会計繰入れ廃止と市町村の職員の人件費の削減を目的としており、無慈悲に保険料を徴収し、機械的に給付する保険機関

にし、住民福祉の機能をなくしていくことにあります。広域化で高過ぎる保険税を下げることはできず、低所得者が多い構造的な問題の解決ができないことも明らかになりました。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的な問題として、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張し、全国知事会でも1兆円の公費負担を求めています。

決算では、6,400万円の基金を使い、国保税を引き下げられましたが、介護納付金が増え、それ以上引き上げられたため、40歳から64歳までの方は確実に値上げになりました。野洲市では28.6%の2,698人が影響を受けました。また、国保には、所得割、均等割、平等割がありますが、赤ちゃんが産まれれば均等割の3万7,897円が加算されます。子どもが多い家族ほど保険税が増えるため、市によっては均等割を廃止しているところもあります。せめて子育て世代には均等割の廃止を求めていましたが、国もその声に応え、来年4月から就学前の子どもの均等割の半額を国が措置することになっています。

均等割の半額を県や市が負担をすれば、完全に均等割はゼロになります。委員会での質疑で聞けば、就学前の幼児は177人とのことで、半額で均等割の3万7,897円の半分に177人を掛ければ、約335万円です。国は市や県の補填は認めないと言っていると言われていましたが、医療費の無料化も国が認めないため、ペナルティーがかけられていました。福祉医療の助成は民生費で行っており、均等割の助成も335万円あれば、均等割をゼロにすることができます。ペナルティー覚悟で末端の自治体が行っていくことが必要ではないでしょうか。

負担は能力に応じて、給付は必要に応じてやるべきで、日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税、保険料を引は下げ、保険証の取上げをやめるように求めています。

1961年から始まった国保会計への国庫支出金は、1983年頃までは、どの自治体も6割近く国庫支出金がありました。しかし、1984年の国保法改悪以降、医療費の50%としました。その後の改悪で給付費の50%となりました。医療費と給付費とは違います。給付費は7割で、3割は被保険者負担です。7割の50%で35%、その後、43%になりましたが、国保に対する国の財政支援はどんどん減ってきています。その減った分が国民健康保険税の負担増となっています。医療費の50%に戻すべきです。広域化しても問題の解決にはなりません。制度の抜本的な見直しで、払える保険税にしていくことを

求めます。

さらに、今、コロナウイルスが流行し、不安が広がっています。風邪の症状があれば、すぐに医療機関に行ってほしいです。早期発見、早期治療が絶対必要です。現在、コロナウイルスの検査については、国保の資格証明書の方も保険適用するとしていますが、風邪の症状だけならば10割負担となります。全ての方に保険証を交付すべきです。改善を求めます。

令和2年度は基金から6,410万円を取り崩しましたが、繰入れが2,850万円あり、基金残高は3億8,800万円あります。3年度の予想では4,046万円の繰入れがあり、取崩しは2,700万円の予想で、基金残高は2年度より増えて4億1,500万円とされています。

コロナ禍で昨年は受診抑制となり、医療費は減ったが、その反動で今年前半期の診療が増えているということです。診療抑制は重症化すると言われており、分析が必要ではないでしょうか。

コロナ禍であり、所得は減っており、高過ぎる国保税の引下げが必要です。4億円も基金にためておくのではなく、加入者に返金をすべきです。

また、県でも約40億円の基金残高があります。市町からの納付金の取り過ぎであり、市町に返金をすべきです。国保税の引下げを求めます。

以上、令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論いたします。

次は、議第61号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75歳超を切り離し、別建ての保険制度にすることであり、団塊世代が75歳になる2025年にはピークになることが予想され、国保から切り離されました。また、社会保険の扶養家族からもう切り離し、さらに診療報酬の基準を低くしたため、差別医療と言われています。

また、特定健診については、慢性疾患がある人は外されています。75歳以上の健診について。厚労省は必要なし、金をかけるなどということでもあります。しかし、各地の運動に押されて、努力義務として認めました。

一方で、厚労省は、75歳以上の糖尿病や高血圧の薬、コレステロールを下げる薬を飲んでいる人は健診を受けなくてもいいという指示を出しました。市はレセプトを見て、そ

れらの方を除いて健診のお知らせを出しています。そのため、それ以外の疾病を発見することができない状況です。

保険者は121人増え、昨年度は6,661人です。県の広域連合に支払う納付金のうち、75歳以上の方が納めるお金が5億2,800万円で、1人当たり7万9,327円です。広域連合では基金も使い、引上げを抑えることが行われるようですが、年々引き上げられる傾向です。軽減8.5割、8割、5割、2割などありますが、年金150万円の方で14万365円の保険料です。年金の1割近くが保険料です。

さらに、医療機関の窓口では1割負担ですが、国では、全世代型社会保障で2割負担が検討され、来年度からは3割負担になります。さらに介護保険料があります。年金150万円なら、第7段階で9万3,288円で、後期高齢者とこの介護保険料を合わせれば23万3,657円、社会保障の負担割合で年金の15.6%になります。マクロ経済スライドで年金は下がり続け、さらに消費税が10%に引き上げられ、生活費はどんどん削られています。

税の在り方が問われています。アメリカへの思いやり予算や兵器の爆買い、米軍再編経費など、毎年増えて、5兆3,422億円と過去最高を更新しています。これまで32年間の消費税は447兆円ですが、法人3税の減税が326兆円です。多くが大企業の減税に回りました。コロナ禍でも大富豪の資産が増え、大富豪の30数人の合計資産は最近10か月で12兆円から22兆円と10兆円も増えています。所得の再配分を基本に、税金の取り方、使い方を変えない限り、いびつに社会構造は変わりません。

日本共産党は根本的な転換を求めて頑張っています。地方自治体からも声を上げていただくことを求め、反対討論といたします。

次に、議第62号令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

令和2年度においては、介護保険料が国や県の負担金において、第1段階、第2段階、第3段階が軽減されました。しかし、根本的に介護保険料が高いです。生活保護や福祉年金を受け取っている方からも保険料を徴収する制度です。

委員会の質疑で、収入未済の269万6,000円あるが、一番滞納者が多いのが、第6段階で21.3%と言われていました。第6段階とは、本人が住民税課税で所得や年金が120万円未満の方で、保険料は年間8万6,112円です。月10万円未満の年金から1か月分ぐらいの介護保険料です。

また、低所得者の所得の食費、居住費を本人年収120万円を超える場合、自己負担を2万2,000円増やし、サービス利用料、保険料合わせ、月8万1,000円の負担になり、年金収入のほとんどを施設利用に充てなければなりません。補足給付の対象となる預貯金の資産要件も単身1,000万円から500万円に引き下げます。また、昨年の財務省の建議では、利用者負担を原則2割負担にすることを含め、改革の項目は3年前にも議論されたもの、確実な処理を求めています。

これ以上の負担増や給付削減は、高齢者にも、また支える現役世代にも痛みを押しつけるものです。制度の根本的な改革が必要です。高齢者が安心して老後が送れることが何より求められています。誰もが高齢になり、誰もが寝たきりになろうとは思っていません。誰もが憲法25条に基づき、健康で文化的な生活が送れるように願っています。

日本共産党は、個人の尊厳が守られる社会をつくるために頑張っています。市も制度の矛盾を容認するのではなく、改善を求められることを求め、反対討論といたします。

○議長（東郷克己君） 続いて、議第68号について、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

議第68号令和2年度野洲市病院事業会計決算の認定について、原案に対して反対で討論をさせていただきます。

今回、この病院事業会計の予算執行、そして決算においての大きなポイントは、栢木市長が就任後すぐに病院の実施設計の修正設計を止めたことであると私は考えております。市から提案され、市議会が必要と認め、議決した予算執行を一方向的に止めるには、当然、よほどの合理的な理由が必要です。

議会においては、市長選挙で当選したこと、これを根拠に止められたという説明を受けておりますが、その後、市長が選挙で掲げられた現地にて半額で建て替えという案は明確な根拠がないということで、予算を取り、専門家で構成される評価委員会にその実現の可能性を諮問され、技術的には可能であるが、課題が多いという結果になりました。実際には、現地建て替え案は課題が山積みでありまして、実現は不可能と言わざるを得ない結果だったというのが周知の理解ではないでしょうか。

つまり、対案である現地建て替えは合理的な選択ではなかったということになるので、それに伴う予算執行の停止も合理的なものではないと言わざるを得ないと思います。止められた修正設計はその前の実施設計も合わせると2億ほどかかっておりまして、議会でも認められたものであります。新病院の建設が喫緊の課題で、早急な整備が求められている

中で、合理的な判断を欠いた決断により、その選択肢を、そして比較対象を失ってしまったことは市、そして市民にとって大きな損失であったと考えます。

また、12月議会においても、今後、現市長案と比較検討できるようにということで修正設計を完了させなさいと、それを求める決議を議会で議決いたしました。そうしたことから、この議会における決算を認定することはできないと考えます。

ちなみに、こうした意見を持って、先日の決算特別委員会の委員間討議において、こうした意見に対して、ほかの意見があれば教えていただきたいと議論の場を設けたところ、これに対して反対する意見が1つも出なかったことから、議員の皆様が同じ思いであると私は理解しております。

以上をもって、認定に反対の討論といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明であります。

議第68号令和2年度野洲市病院事業会計決算認定についての議案に対して、反対の立場で討論をいたします。

令和2年度委託業務におきまして、令和元年度52号野洲市民病院整備修正設計業務委託並びに野洲市民病院開設支援第4期業務委託については、栢木市長初登庁の令和2年11月2日に議会には何の説明もなく、一時中止通知がなされ、令和3年3月4日に契約解除されております。その理由は、市長選挙の最大の争点であった駅前Aブロックでの建設か、それとも現病院敷地内で半額の建設費で、しかも病院を運営しながら建て替えるとかという選択でありました。選挙での勝利で民意を得たとのことでありましたが、一私人でのことであり、野洲市民病院運営評価委員会により審議することになったが、最終的には現地半額建て替えは断念せざるを得ないと判断をされたところであります。そのときの市長は駅前での病院建設はないと明言されておりました。

その後、3つの市有地が選定されたものの、元来のAブロック整備案を加えるべきとの病院整備特別委員会での採決により、運営評価委員会でAブロック整備が加えられました。評価委員会では、BブロックよりAブロックのほうが適地であるとの委員が多数でございました。それでも栢木市長はBブロックに病院建設を強引に進めようとしておられます。

このような二転三転するような病院整備を進め方には、賛同できるものではありません。よって、病院事業会計決算の認定については、反対するものであります。議員各位の確かな判断で賛同をお願いするものであります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 続いて、請願第1号について、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

請願第1号銅鐸博物館空調設備調査点検に関する請願の原案に対して、反対の討論をさせていただきます。

私が請願内容を読ませていただきまして、担当課にも確認をさせていただきました。先ほどの委員会の報告にもありましたように、既に建設から35年、長期間たっており、いつ壊れてもおかしくないという認識、これはされております。

その上で、問題は何かあったときにどう対応するかという、これがきちんと定まっているのか、そして文化施設としてどのように設備の更新をしていくのか、そうしたことを計画として、やっぱり早急に定めていかないといけない、まとめていかないといけない、そういうことであると考えます。

市民の皆さん、請願を出された友の会の皆さんの心配はごもっともでありまして、大変理解ができるものであります。ただし、請願の議決というのはとても重くて、今回の手法、内容がこの検査ということになっておりまして、そこの目的が、要は何年ももつか、そういった調査をなささいということになっております。この耐用年数がどうに過ぎたものが明確に何年もつかということを実際に出せるという調査は恐らくないであろうと考えられます。そうしたことに對して、予算をつけるように議会が議決するというのは、私は好ましくないのではないかと考えております。

なので、請願の基にある本来の趣旨、目的の部分は十分に理解し、早急に対応を求めていくということは、それをしていくということを前提に、手法としてのこの請願内容というものには、今回、反対をさせていただきたいと思っております。

以上、討論とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第59号から議第84号まで並びに請願第1号及び請願第2号並びに議第69号に対する修正案について、採決を行います。

採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次、採決いたします。

まず、議第69号に対する工藤義明議員外1名から提出された修正案について、採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議第59号令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第59号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第60号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第60号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第60号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第61号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第61号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第61号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第62号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第62号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第62号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第63号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第63号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第63号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第64号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第64号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第64号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第65号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第65号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第65号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第66号令和2年度野洲市水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第66号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第66号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第67号令和2年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第67号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第67号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第68号令和2年度野洲市病院事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第68号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立少数であります。よって、議第68号は不認定とすることに決しました。

次に、議第70号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第70号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第71号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第71号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第72号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第72号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第73号令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第73号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第74号令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第74号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第75号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第75号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第76号野洲市税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第76号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第77号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第77号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第78号野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第78号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第79号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第79号については、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第80号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第80号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第81号市道路線の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第81号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第82号令和2年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第82号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第83号令和2年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 8 3 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第 8 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 4 号令和 2 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 8 4 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第 8 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号銅鐸博物館空調設備調査点検に関する請願について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第 1 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立少数であります。よって、請願第 1 号は不採択となりました。

次に、請願第 2 号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第 2 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、請願第 2 号は採択となりました。

お諮りいたします。

議第 8 6 号から議第 8 8 号まで及び意見書第 1 0 号から意見書第 1 7 号までを日程に追

加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、議第86号から議第88号まで及び意見書第10号から意見書第17号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(東郷克己君) 追加日程第1、議第86号から議第88号までについて、令和3年度野洲市一般会計補正予算(第5号)、他2件を議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(田中千晴君) 朗読いたします。

議第86号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第5号)、他補正予算1件、議第88号訴えの提起について。

以上です。

○議長(東郷克己君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(栢木進君) それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算2件、その他1件の合計3件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第86号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算それぞれに2,185万9,000円を増額します。歳出の内容については、総務費の一般行政諸費において公用車の事故などに係る賠償金を、衛生費の市立野洲病院整備推進事業費において野洲市民病院公金支出差止め等請求事件などに係る弁護士費用を、土木費の道路維持工事費において市有地不法占有土地明渡し等の請求に係る弁護士費用を追加しました。これに対する歳入については、諸収入において公用車の事故などによる損害賠償保険金を財源調整として繰越金を増額するものです。債務負担行為の補正につきましては、損害賠償請求住民訴訟事件及び市有地不法占有土地明渡し等の請求に係る訴訟事務委託料を追加しようとするものです。

次に、議第87号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、

歳入歳出予算それぞれに90万円を増額します。歳出の内容については、新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養のために主たる収入を得るための活動が行えなかった事業主などに対し支給する傷病見舞金を増額するものです。これに対する歳入については、財源調整として繰越金を増額するものです。

議第88号訴えの提起について、ご説明申し上げます。

国有財産特別措置法に基づき、平成17年3月31日に野洲市が国により道路として財産譲与を受けた砂川廃川敷地内において、現国道8号線から国道8号野洲栗東バイパス側道に向けてアクセスできる道路整備を計画しています。しかし、この砂川廃川敷地には、以前から使用されている建築物が現存しており、野洲市の土地を無断占有している状況であります。また、当該建築物の一部には、これに居住している方もあり、これらの居住者も野洲市の土地を無断占有していることとなります。よって、建物収去及び土地の明渡し等を求め、大津地方裁判所へ提訴すべく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものです。

当該区域内には、現行河川法が制定された昭和40年以前の廃川敷地等の取扱いが明確でない昭和34年頃にブロック製造工場や社員寮が建築され、それから一部所有者も変わり、増改築もされ、以降、長年にわたり使用されていることから、物件所有者と問題を早期に解決したく、令和元年5月には顧問弁護士と示談交渉から調停、1審訴訟までの業務委任契約を締結し、物件所有者2者に対して除去を求める協議を始めました。

建築物の除去が難しい場合は、一部土地の払下げをすることも条件に入れ、国道8号野洲栗東バイパス開通に向け、道路整備が遅延しないよう進めておりましたが、2年以上経過しても、過去の賃貸借契約の実在を主張し、無断占有でない旨を主張して、協議に応じません。また、物件所有者の1者は、自身が所有する長屋の居住者へ立ち退きも要請されていない状況です。よって、これ以上の進捗が望めないと判断して、建物収去及び土地の明渡し等を求め、提起を行うものです。

以上、提案理由といたします。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております議第86号から議第88号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第86号から議第88号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、議第86号から議第88号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第86号から議第88号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第86号から議第88号までについて、採決を行います。採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しないものは反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

議第86号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第87号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第88号訴えの提起については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第88号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後3時37分 休憩）

（午後3時38分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から発言を求められましたので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど、提案理由の中で、議第86号のうち、「衛生費の市立病院整備推進事業費において野洲市民病院公金支出差止め等請求事件などに係る弁護士費用を」というところを「衛生費の市立野洲病院整備推進事業費」と言ってしまいました。「野洲病院」ではなく、「市立病院整備推進事業費」でございます。修正させていただきます。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。執行部の皆さんには再開時刻を追って連絡いたします。議員の皆さんは4時再開といたします。4時再開です。

（午後3時40分 休憩）

（午後4時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

(追加日程第2)

○議長(東郷克己君) 追加日程第2、意見書第10号から意見書第17号まで、幅広い見地から「正当に選挙された」国会を目指すことを求める意見書(案)、他7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第10号について、第4番、橋俊明議員。

○4番(橋 俊明君) 第4番、橋俊明でございます。

幅広い見地から「正当に選挙」された国会を目指すことを求める意見書(案)でございます。

慣例に従いまして、趣旨説明とさせていただきます。

既に報道などでご存じのとおり、令和2年国勢調査速報値を基に、衆議院議員選挙制度改革を踏まえ、導入される予定のアダムズ方式を適用した結果、滋賀県を含む10県で各1減、東京で5増など、全国で10増10減の見直しが必要となっております。1票の格差は大きな国民的課題であることは間違いございませんが、単純に人口比のみの観点から平等を追求すれば、地方の声は国政に反映されにくくなる一方であります。意見書に記した東京一極集中の解消どころか、ますます加速するものではないかと危惧いたしております。

アダムズ方式は人口比を正確に反映しやすいと言われておりますが、反面、それは人口比のみの基準に定数配分することを意味しており、しゃくし定規にこの方式を導入することは地方衰退を招き、ひいては日本全体の衰退を招くものではないかと危惧しております。本意見書(案)は、1票の格差論を無条件に受け入れる現状に警笛を鳴らし、幅広い見地から定数を検討することを求めるものであります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長(東郷克己君) 次に、意見書第11号について、第6番、岩井智恵子議員。

○6番(岩井智恵子君) 第6番、岩井智恵子でございます。

農業の現実を直視し、将来を見据えた農政の実現を求める意見書(案)の趣旨説明をいたします。

農業は食を支える、命を支える産業でありながら、数多くの課題を抱えています。特に経営継承の問題は深刻で、どの地域においても頭を悩ませています。また、農業振興地域の農用地区域の変更と地区計画の調整方針については、野洲市の大きな問題であり、市と

いたしましても、柔軟な対応を繰り返し、国、県に求めているところがございます。農地を守ることは重要であるが、地域の実情を鑑みず、画一的に縛りをかけている現状は、若年層の流出の原因となって、農業従事者の高齢化を招き、農地の保全等がままならず、他方では、都市計画の大きな障害になって、野洲市全体の活力にも影響を与えているのが実態であります。

こうした現実を打開するため、農業の政策全般について抜本的改革を求めるものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第12号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第12号について、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書について、ご説明します。

新型コロナウイルス感染拡大による外食需要などの消失から、昨年生産の過大な減産在庫が生まれ、市場価格が大暴落しました。政府は36万トンの上乗せ減反を打ち出し、米暴落の危機から飼料米への転換が行われましたが、感染拡大によるさらなる消費減少で、JAの概算金にも見られますように、大きな米価下落が起きています。

コロナ禍による需要減少による過剰在庫は、その責任を生産者や流通業者に転換すべきではなく、政府の責任で緊急買入れなど、特別な隔離対策が絶対に必要です。

国内で余剰米が発生している中で、ミニマムアクセス米が毎年77万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米の輸入開始以降26年たちましたが、4分の3に減少したにもかかわらず、これが一切見直されていません。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済の守るためには、従来の政策的枠組みに捉われない対策を緊急に強く求めるものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第13号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

出産育児一時金の増額を求める意見書（案）を簡単に説明いたします。

2019年度の出産費用が正常分娩の場合には全国平均約46万円で、室料差額等を含む費用は全国平均52万円になっております。出産に係る費用は年々増加しております。また、2009年10月からは出産育児一時金を原則42万円に増額し、僅かですけれども、少し引き上げられた状態になっております。

出生数は本当に減少しておる状況であります。年間5万人減少している状況でもありませんので、この少子化克服に向けて、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は我が国の重要課題の1つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上であります。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第14号について、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

意見書第14号財政収支黒字化目標を撤廃し、国民のために必要な財政出動を求める意見書の説明をさせていただきます。

20年以上、日本はデフレとなっておるわけですけれども、この状態から脱却を図り、本当に国民が豊かになるようにしていくためには、今の緊縮財政の根幹的な政策である基礎的財政収支黒字化目標を撤廃することが必要であると考えております。

その理由といたしまして、まず前提として、財務省のホームページにもありますように、日米など、先進国の自国通貨建て国債というのはデフォルトは基本的に考えられないと、これは財務省自身が明記していることでありまして、また日本は世界最大の経常黒字国、そして債権国であり、外貨準備も世界最高とされているという事実があります。

そして2番目に、複式簿記の観点から考えれば、国債、要は政府の借金というのは国民にとっての資産というふうに言い換えることができます。ですので、このデフレ下においては、本来は消費を活性化させ、経済をしっかりと動かすために債務の拡大が必要でありまして、プライマリーバランスを取るなどということは不必要であり、消費税など、増税をするなどということはもってのほかであるということです。

そして3つ目、財政出動には支出が必要ということも求められますけれども、このコロナ禍の現状、自殺者の増加など、いろんなことがありますけれども、やはり本当に国民の生命、そして生活を守るための財政出動、これは本当に必要な時期であるというものがあります。

そして4つ目、この地方に、野洲市もそうなんですけれども、地方におきましては、幼稚園、保育園、保育士、そして看護師、福祉、介護など、多様な分野の人材が足りており

ません。それに関しても、やはりしっかりとお給料を上げていって、人材をしっかりと確保していかなければならない。それは市では無理です。これはしっかりと国が国費による条件改善をしていかなければいけないということ。

そして5番目、これはアメリカでも質の高い教育をしっかりとやるということは、しっかりと投資効果がかかなり高いということを言われております。こういった教育、研究、交通インフラなど、将来の国民の豊かさにつながる、そういったところに財政をしっかりと投入していくということが未来に対して必要であります。

また6番、地方自治体、野洲市もそうです、福祉、医療、子育て、防災、そして地方創生、活性化など、いろんなことが必要になっております。そうしたことの財源、これも、しっかりと国が保障してやるべき必要があります。地方自治体への十分な財政措置もこうした財政出動によってしっかりと賄っていかなければいけないと考えております。

以上の理由でこの意見書を提出させていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第15号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第15号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）について、概略説明をさせていただきます。

2023年10月からのインボイス制度、この実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税や価格や単価に転嫁だけできなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

現在のコロナ禍の中、時短、自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業、自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。今日まで、日本商工会議所をはじめとして、全国の諸団体、たくさんの団体の方々からも凍結、延期、見直しが表明されております。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会におきましても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。税制で商売を潰すなの願いを込め、消費税のインボイス制度の実施中止を求めるものです。どうか議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第16号及び意見書第17号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明であります。

それでは、まず意見書第16号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について、ご説明申し上げます。

地方自治体の財政状況は、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和4年度においても、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されますことから、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め、下記の項目について、関係機関に意見書を提出するものであります。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上を提出説明とし、議員各位のご賛同をお願いするものであります。

次に、意見書第17号オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、急を要する感染症の対策議案の審議、議決が求められる事態が現実のものとして想定されます。

我が国においては、地方自治法第113条及び116条第1項における出席の概念が現に現場にいることを前提としており、オンラインによる本会議運営は現行法上できないと解されております。

一方で、委員会運営については、地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を示されましたが、本来、本会議でもオンライン化ができなければ、議会としての意思決定は完結できず、議案審査上の利点は限られてきます。

こうした状況の改善を求め、本会議への参加、表決の意思表示がオンラインによって可能となるよう、地方自治法における招集、応招、出欠席、表決等の規定を速やかに改正することを要請するものであります。

以上、説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願いするものであります。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第17号までについて、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第17号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第10号から意見書第17号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第10号から意見書第17号までについての討論でございますが、討論の通告がございませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

まず、意見書第10号幅広い見地から「正当に選挙」された国会を目指すことを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第11号農業の現実を直視し、将来を見据えた農政の実現を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第12号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第12号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第13号出産育児一時金の増額を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第13号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第14号財政収支黒字化目標を撤廃し、国民のために必要な財政出動を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第14号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第15号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第15号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第16号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第16号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第17号オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第17号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書については、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後４時４５分といたします。

（午後４時２６分 休憩）

（午後４時４５分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和３年第３回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は、去る８月２４日から本日に至りますまで２５日間でした。令和３年度一般会計補正予算をはじめ、提出いたしました３０議案につきまして、慎重なるご審議をいただきました。

また、本定例会の一般質問、議案質疑を通じて、新型コロナウイルス対策、病院整備、野洲駅前南口整備など、様々な分野における施策に対して、貴重なご意見やご提案をいただきました。今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

さて、議第６９号令和３年度野洲市一般会計補正予算（第４号）の一部を減額した修正案が可決され、議第６８号令和２年度野洲市病院事業会計決算の認定についてが不認定となりました。まず、駅前整備事業に係る委託料が減額されたことにつきましては、市民が願う一日も早い駅前整備を進めるべく、ご提案申し上げたものだけに、これをお認めいただけなかったことは誠に残念でなりません。しかしながら、野洲市の将来を見据えますと、これによって立ち止まることは私の本意ではございません。当初見込んだスケジュールからは遅れが生じる可能性はありますが、引き続き、整備に向けた諸準備を進めてまいります。

また、病院事業会計決算につきましても、予算執行に当たっては、市長の権限において適切に執行したものであり、何ら問題はないものと改めて申し上げます。

その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費を含む補正予算

をお認めいただきました。生活困窮者を支援する生活支援緊急給付金をはじめ、小規模事業者家賃臨時支援金や安心・安全店舗認証飲食店支援金など、各種施策を講じることにより、コロナ禍の中、厳しい状況にある市民や事業者を支援するため、またアフターコロナを見据えた取り組みを支援するため、今後も引き続き適切かつ迅速に取り組んでまいります。

さらに、野洲市まちづくり寄附条例の改正もお認めいただきました。本年10月から返礼品を設定したふるさと納税の取り組みを開始します。市内の資源を生かした返礼品を設定し、野洲市の魅力を発信することで、県内の自治体では最下位であった納税額、納税件数を伸ばしてまいります。これにより、自主財源の確保に努め、豊かなまちづくりを進めてまいります。

また、一般質問では、市民病院整備や駅前南口整備についてご質問いただきました。一日も早い新病院整備は市民の願いであり、これは議員の皆さんも市長である私も同じ思いであると認識しております。かねてから申し上げているとおり、駅前Bブロックでの身の丈に合った病院整備を鋭意進めてまいる所存でございます。野洲駅南口周辺整備につきましても、駅前Aブロックにぎわいを創出し税収を生み出す場とすることが、野洲市の将来にとって有益であると考えております。こうした信念の下、先ほども申し上げましたとおり、駅前整備のため、諸準備を着実に進めてまいります。

最後に、議員の皆様にとっては、今任期中、最後の定例会となりました。来月の市議会議員選挙におきまして、引き続き立候補される方々には健康に十分ご留意をいただき、当選の栄に浴されることをご祈念申し上げます。

一方、今任期をもって勇退されます議員におかれましては、これまで市の発展のためにご尽力賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。今後も在任中と変わることなく、市政運営にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様にはそれぞれのお立場からさらにご活躍をいただきますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 以上で、令和3年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後4時51分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年9月17日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 津 村 俊 二

署 名 議 員 矢 野 隆 行